

令和 7 年 3 月 定例教育委員会議事録

開 閉 日 時	令和 7 年 3 月 1 7 日 午後 1 時 3 0 分開会 午後 3 時 2 5 分閉会	
開 催 場 所	志木市役所 教育委員会議室	
委員の出席状況	出 席	柚木博教育長、岩澤千恵子教育長職務代理者、 上野幸子委員、飯田昌利委員、可知良之委員
	欠 席	なし
説明のため出席 した者の氏名・ 職名	今野教育政策部長、成田参事兼教育総務課長、佐野参事兼学校教育課長 、土崎参事兼生涯学習課長、大熊学校教育課副課長、新井生涯学習課主 任	
会 議 書 記	石田教育総務課主事	
傍 聴 人	2 人	
会 議 内 容	議 題 第 6 号議案 令和 7 年度志木市教育行政重点施策について 第 7 号議案 志木市教育委員会公文書管理規程の一部を改正する規程 について 第 8 号議案 志木市立小中学校管理規則の一部を改正する規則につ いて 第 9 号議案 志木市学校運営協議会規則の一部を改正する規則につ いて 第 1 0 号議案 志木市教育委員会職員人事について 第 1 1 ～ 1 3 号議案 学校歯科医の委嘱について 第 1 4 号議案 志木市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について 報告事項 （ 1 ）志木第二中学校区義務教育学校施設整備について （ 2 ）志木市立小・中学校通称名銘板の設置について （ 3 ）体力測定事業の実施報告について （ 4 ）第 3 1 回志木市芸能祭の実施報告について （ 5 ）専決処分について（志木市教育委員会事務局組織規則の一部 を改正する規則） （ 6 ）専決処分について（志木市教育委員会事務局及び教育機関グ ループに関する規程の一部を改正する規程） その他	

審議内容（発言者、発言の要旨）

○柚木教育長

令和7年3月定例教育委員会会議の開会を宣す。
傍聴希望者について、傍聴を許可した。

＊＊ 傍聴人 入場 ＊＊

議事録署名委員に可知委員を指名した。
会議書記に石田主事を指名した。
2月定例教育委員会議事録を各委員に諮り、承認された。

◎教育委員会報告

○今野教育政策部長

令和7年2月定例教育委員会後の教育委員会の主な動きを報告する。

- ・ 2月18日 志木市連合婦人会新年会
- ・ 2月20日 令和7年志木市議会3月定例会開会
- ・ 2月21日 第3回志木市複数・少人数指導体制推進事業検証委員会
- ・ 2月23日 第30回しき子ども郷土かるた大会
- ・ 2月26日 令和7年志木市議会3月定例会・総括質疑
- ・ 3月 1日 ペあもーるフェス ～みんなで作ろう地域の輪～
第1回子ども大学しき
総合福祉センターまつり（2日まで）
- ・ 3月 3日 定例校長会
- ・ 3月 4日 志木市立学校PTA連合会 会長副会長会議
- ・ 3月 5日 志木市議会市民文教都市常任委員会
- ・ 3月 8日 第2回子ども大学しき
- ・ 3月11日 志木市議会一般質問（13日まで）
- ・ 3月12日 全国JOCジュニアオリンピックカップ春季水泳競技大会出場者 表敬訪問
- ・ 3月14日 中学校卒業式
- ・ 3月17日 朝霞地区交通安全協会ランドセルカバー贈呈式

令和7年志木市議会3月定例会について
教育委員会への一般質問の答弁内容について説明

教育長発議

○柚木教育長

告示後に急遽報告したい案件が発生したため、報告事項を2件追加させていただきたい。

内容は、報告事項（５）専決処分について（志木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則）及び報告事項（６）専決処分について（志木市教育委員会事務局及び教育機関グループに関する規程の一部を改正する規程）となる。なお、報告事項のため、順番としては議案の審議終了後に追加とさせていただく。

また、第１０号議案 志木市教育委員会職員人事について、第１１～１３号議案 学校歯科医の委嘱について及び第１４号議案 志木市いじめ防止対策委員会委員の委嘱については、人事案件であるため、志木市教育委員会会議規則第５条第１項第１号の規定により会議を公開しないことを発議する。

教育長の発議を受けて、採決した結果、報告事項の追加については了承し、第１０号議案から第１４号議案については、志木市教育委員会会議規則第５条第１項第１号の規定により、会議を公開しないことを議決した。

○柚木教育長

第１０号議案から第１４号議案については、非公開案件であるため会議の最後に審議することとしてよい。

○全委員

了承する。

◎第６号議案 令和７年度志木市教育行政重点施策について

○柚木教育長

第６号議案 令和７年度志木市教育行政重点施策について、説明を求める。

○成田参事兼教育総務課長

前回の定例教育委員会にて協議を行っているため、前回から変更のあった点を中心に説明を行う。７行目以降の表現について、文言を整理する必要があるため、「学校・家庭・地域が教育目標を共有し、義務教育９年間を見通した一貫性・継続性のある指導計画のもと、子どもたち一人ひとりの可能性を伸ばす小中一貫教育を目指してまいります。今後も、本市の目指す小中一貫教育を丁寧に進めることで、義務教育の充実並びにいっそうの質の向上を図ってまいります。」という形に変更している。次に１９行目の「必要な時に必要な支援が速やかに行き届くよう」では、「速やかに」という文言を追加した。その次の２６行目では研修の対象を鑑み、「全教職員研修」を「教員研修」に変更した。最後に３７行目では、児童生徒に一台ずつ配布している端末について、「タブレット端末」という表現から「一人一台端末」に変更した。また、施策の体系・展開では新規事業の目印を黒丸から星のマークに変更している。変更、修正した部分は以上である。

○柚木教育長

質問はあるか。

○委員

施策の体系・展開の「特別なニーズに対応した教育の推進」のなかに、「スクールカウンセラー」と「特別支援教育スクールカウンセラー」の2つの表現があるが、それぞれ違うものなのか。

○佐野参事兼学校教育課長

基本的には教育相談をおこなっているカウンセラーは同一人物を想定しているが、いじめや不登校等の内容別に応じて児童生徒との関わり方が異なることから、複数の表現をしている。

○柚木教育長

ほかに質問はあるか。

○全委員

なし。

○柚木教育長

第6号議案 令和7年度志木市教育行政重点施策については、原案のとおりとしてよろしいか。

○全委員

異議なし。

○柚木教育長

第6号議案 令和7年度志木市教育行政重点施策については、原案のとおり可決された。

◎第7号議案 志木市教育委員会公文書管理規程の一部を改正する規程について

○柚木教育長

第7号議案 志木市教育委員会公文書管理規程の一部を改正する規程について、説明を求める。

○成田参事兼教育総務課長

本議案は、本市において、全庁的に文書管理システムを導入し運営することとなったため、公文書の電子管理を行うために必要な事項を改正するものである。公文書の電子管理は、志木市公文書管理規程を準用するものであり、具体的には資料のとおりである。

○柚木教育長

質問はあるか。

○委員

定例教育委員会の議事録について、議事録署名委員が紙媒体に署名をしているが、今後規程が変わることによって保管方法等変更点はあるのか。

○成田参事兼教育総務課長

定例教育委員会の会議録は従来通り、署名いただいた原本を保管し、データをホームページで公開することを想定している。

○柚木教育長

他に質問はあるか。

○全委員

なし。

○柚木教育長

第7号議案 志木市教育委員会公文書管理規程の一部を改正する規程については、原案のとおりとしてよろしいか。

○全委員

異議なし。

○柚木教育長

第7号議案 志木市教育委員会公文書管理規程の一部を改正する規程については、原案のとおり可決された。

◎第8号議案 志木市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について

○柚木教育長

第8号議案 志木市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について、説明を求める。

○大熊学校教育課副課長

志木市立小中学校管理規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、小学校及び中学校の管理運営における基本的な事項についての規則で、本議案は従来の規則に対し、令和7年度から開始する小中一貫教育に関する内容を加えたいため、提出するものである。改正後の内容は資料のとおりである。

○柚木教育長

質問はあるか。

○委員

改正に伴い、4中学校区の小中一貫教育校の通称名ができたが、この通称名は今後どのように使用されるのか。

○大熊学校教育課副課長

基本的には、同じ中学校区の児童生徒が一つの学園に通うことを共通の認識としてもらうために設定している。

○委員

統括校長を置くということだが、学校運営協議会を3校合同で行う際には統括校長が参加する方向になるのか。

○大熊学校教育課副課長

中学校区で会議をする際の要項には詳細は定められておらず、これまでは各中学校区ごとに方向性を決めて運営していた。今後も特に詳細を決めることはせず、引き続き各学校区で実施しやすい形での運営を想定している。

○柚木教育長

他に質問はあるか。

○全委員

なし。

○柚木教育長

第8号議案 志木市立小中学校管理規則の一部を改正する規則については、原案のとおりとしてよろしいか。

○全委員

異議なし。

○柚木教育長

第8号議案 志木市立小中学校管理規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決された。

◎第9号議案 志木市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について

○柚木教育長

第9号議案 志木市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について、説明を求める。

○大熊学校教育課副課長

本議案は学校運営協議会規則について、小中一貫教育校での合同会議に関する規定を加えようとするものである。学校運営協議会は、地域住民や学識経験者等10人以内で構成され、学校運営についての必要な支援を協議する機関として位置づけられており、各校1年間に5、6回程度会議を開催している。令和6年度においては要項を制定し、小中一貫教育の導入に

向けて各中学校区で協議を開催した。各校がさらに連携した取組ができるよう、要項は廃止し、改めて合同会議に関する規定を追加することで一層の推進を図るものである。この他詳細については資料のとおりである。

○**柚木教育長**

質問はあるか。

○**全委員**

なし。

○**柚木教育長**

第9号議案 志木市学校運営協議会規則の一部を改正する規則については、原案のとおりとしてよろしいか。

○**全委員**

異議なし。

○**柚木教育長**

第9号議案 志木市学校運営協議会規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決された。

◎**報告事項（１） 志木第二中学校区義務教育学校施設整備について**

○**大熊学校教育課副課長**

義務教育学校の施設整備について、基本計画をもとに概要図を作成し、市のホームページ等で公表したため報告するものである。なお、今回公表した概要図は、工事の大まかな概要・概算をまとめる基本設計の段階であり、今後基本設計をもとに、学校等の意見や要望を踏まえて工事の仕様や内容を確定させる実施設計を決定していくものである。詳細については資料のとおりである。

○**委員**

「(仮称) HELLO スクエア」から出入りすることができる、中央エリアと東エリアに挟まれた道路は、自転車も通過することは可能なのか。また、深夜でも地域住民が通ることができ、運動場にもそのまま入れてしまうと思うが、校庭内に関係者以外が侵入することについてはどのように考えているのか。

○**大熊学校教育課副課長**

まず道路については、歩行者だけでなく自転車も走行可能であるが、子どもたちの安全確保のため、自転車がスピードを落とせるように工夫できないか、他部署とも協議を進めている。学校の安全面については、今後学校から意見を聞きながらより良い形にしたいと考えている。

○委員

中央校舎と東校舎を繋ぐ「(仮称) コミュニティウォーク」について、イメージ図では志木第二小学校の屋根が高くなっているが、車両等が通ることを想定しているのか。

○大熊学校教育課副課長

緊急車両進入口を想定している。場合によっては校庭へ入る必要もあるため、該当の部分は緊急車両が通れるよう、屋根を高くすることを考えている。併せて、中央エリア側は別の進入口を確保しているため、屋根は高くしない想定である。

○委員

整備のスケジュールに関して、令和8年度から内部改修等が始まるが、授業をしている児童生徒に配慮してスケジュールを組んでいただきたい。

○大熊学校教育課副課長

子どもたちに少しでも影響がないよう、音や振動がでる工事は長期休暇を中心にスケジュール組む予定である。

◎報告事項（２） 志木市立小・中学校通称名銘板の設置について

○大熊学校教育課副課長

小中一貫教育校を周知するとともに、通称名である学園名の定着を図るため、校門の門柱に通称名の銘板を設置する。現在設置している学校名の銘板については、素材や大きさ、字体が学校によってさまざまであったが、今回設置する学園名銘板は仕様を統一し、全12校に1枚ずつ設置する。設置工事については3月31日までに完了を想定している。

◎報告事項（３） 体力測定事業の実施報告について

○土崎参事兼生涯学習課長

令和7年3月1日及び3月2日に行われた第12回の総合福祉センター祭りでスポーツ推進委員による体力測定を実施した。詳細について、担当より説明する。

○新井生涯学習課主任

志木市スポーツ推進委員による体力測定を令和7年3月2日に実施した。当日は新体力テスト5種目を行い、参加者は122名で、そのうち75名が19歳以下であった。体力測定の結果については資料のとおりであるが、例年よりも多くの方に参加していただくことができ、今後も引き続き市内イベントを通じて体力測定等を実施し、スポーツ機会の創出を図りたい。

◎報告事項（４） 第31回志木市芸能祭の実施報告について

○土崎参事兼生涯学習課長

第31回志木市芸能祭は志木市文化協会と実行委員会、志木市教育委員会が主催となり、

志木小学校の体育館を会場に２月９日に開催した。参加団体及び人数は、８種目２９団体の７４名で、生涯学習課の事業である文化体験道場にご参加した計１０名の子ども達も発表を行った。来場者数は４８４人で、終始盛り上がりのある素晴らしいイベントとなった。その他当日の様子については資料のとおりである。

◎報告事項（５） 専決処分について（志木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則）

◎報告事項（６） 専決処分について（志木市教育委員会事務局及び教育機関グループに関する規程の一部を改正する規程）

○成田参事兼教育総務課長

報告事項（５）専決処分について（志木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則）及び報告事項（６）専決処分について（志木市教育委員会事務局及び教育機関グループに関する規程の一部を改正する規程）については、関連があるため一括して説明を行う。学校教育課の事務分掌を整理し、グループの名称を教育支援グループ、教育改革グループ、教育管理グループに変更する。なお、令和７年度から小中一貫型小学校・中学校の実施にあたり、小中一貫教育推進グループは、義務教育学校開校準備をはじめ、さまざまな教育改革に対応することから、教育改革グループへと変更するものである。

◎その他

小・中学校３学期の様子等について

○佐野参事兼学校教育課長

３学期は約５０日間の授業日数になっており、主な行事として、太陽展や志木小学校１５０周年記念式典、県立高等学校入試等が実施され、３月に各校卒業証書授与式、修了式が行われる予定である。また、１、２月には市内４校で学力向上に関する学校訪問、市内小中学校新入学児童・生徒保護者説明会が行われた。各校の行事として、小学校は幼稚園との交流授業、中学校はスキー林間学校を実施した。

事務局より、次回定例教育委員会の日程を確認する。

○柚木教育長

公開による議事は終了とし、これより非公開とする。

＊＊ 傍聴人 退場 ＊＊

◎第１１～１３号議案 学校歯科医の委嘱について

※第１１号議案については、志木市教育委員会会議規則第１９条第３項に基づき、審議結果を除き、公表しない。

第 1 1 号議案 学校歯科医の委嘱については、原案のとおり可決された。

※第 1 2 号議案については、志木市教育委員会会議規則第 1 9 条第 3 項に基づき、審議結果を除き、公表しない。

第 1 2 号議案 学校歯科医の委嘱については、原案のとおり可決された。

※第 1 3 号議案については、志木市教育委員会会議規則第 1 9 条第 3 項に基づき、審議結果を除き、公表しない。

第 1 3 号議案 学校歯科医の委嘱については、原案のとおり可決された。

◎第 1 4 号議案 志木市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について

○柚木教育長

※第 1 4 号議案については、志木市教育委員会会議規則第 1 9 条第 3 項に基づき、審議結果を除き、公表しない。

第 1 4 号議案 志木市いじめ防止対策委員会委員の委嘱については、原案のとおり可決された。

＊＊ 職員 退場 ＊＊

◎第 1 0 号議案 志木市教育委員会職員人事について

※第 1 0 号議案については、志木市教育委員会会議規則第 1 9 条第 3 項に基づき、審議結果を除き、公表しない。

第 1 0 号議案 志木市教育委員会職員人事について、原案のとおり可決された。

＊＊ 職員 入場 ＊＊

○柚木教育長

ほかになれば、これをもって令和 7 年 3 月定例教育委員会を閉会する。

教育長

会議録署名委員

(※署名は原本)